

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等			改定使用料
きびドーム	文化ホール	午前9時から正午まで	16,750
		午後1時から午後5時まで	16,750
		午後6時から午後10時まで	16,750
		午前9時から午後5時まで	31,420
		午後1時から午後10時まで	31,420
		午前9時から午後10時まで	41,890
	多目的研修室	午前9時から正午まで	6,280
		午後1時から午後5時まで	6,280
		午後6時から午後10時まで	6,280
		午前9時から午後5時まで	11,510
		午後1時から午後10時まで	11,510
		午前9時から午後10時まで	15,700
	生活研修室・視聴覚室	午前9時から正午まで	2,610
		午後1時から午後5時まで	2,610
		午後6時から午後10時まで	2,610
		午前9時から午後5時まで	4,700
		午後1時から午後10時まで	4,700
		午前9時から午後10時まで	6,280
	農事相談室	午前9時から正午まで	1,560
		午後1時から午後5時まで	1,560
		午後6時から午後10時まで	1,560
		午前9時から午後5時まで	3,130
		午後1時から午後10時まで	3,130
		午前9時から午後10時まで	4,180
調理実習室	午前9時から正午まで	3,130	
	午後1時から午後5時まで	3,130	

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等			改定使用料	
	楽屋(小・中)	午後6時から午後10時まで	3,130	
		午前9時から午後5時まで	6,280	
		午後1時から午後10時まで	6,280	
		午前9時から午後10時まで	8,370	
		午前9時から正午まで	620	
		午後1時から午後5時まで	620	
		午後6時から午後10時まで	620	
		午前9時から午後5時まで	1,040	
	附帯設備	マイクロフォン	一式 1回料金(スタンド共3本まで)	530
		ピアノ	一式 1回料金(調律費別途)	5,500
	金屋文化保健センター	文化ホール	午前9時から正午まで	16,750
			午後1時から午後5時まで	16,750
			午後6時から午後10時まで	16,750
午前9時から午後5時まで			31,420	
午後1時から午後10時まで			31,420	
午前9時から午後10時まで			41,890	
音響・照明機器操作(4時間毎)			5,750	
小ホール		午前9時から正午まで	6,280	
		午後1時から午後5時まで	6,280	
		午後6時から午後10時まで	6,280	
		午前9時から午後5時まで	11,510	
		午後1時から午後10時まで	11,510	
		午前9時から午後10時まで	15,700	
研修室1・研修室2・美術室・視聴覚室		午前9時から正午まで	2,610	

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等			改定使用料	
		午後1時から午後5時まで	2,610	
		午後6時から午後10時まで	2,610	
		午前9時から午後5時まで	4,700	
		午後1時から午後10時まで	4,700	
		午前9時から午後10時まで	6,280	
		栄養指導室	午前9時から正午まで	3,130
			午後1時から午後5時まで	3,130
			午後6時から午後10時まで	3,130
			午前9時から午後5時まで	6,280
			午後1時から午後10時まで	6,280
			午前9時から午後10時まで	8,370
			附帯設備	マイクロフォン
	ピアノ	一式 1回料金(調律費別途)	5,500	
有田川町ふれあい交流館	多目的室	午前9時から正午まで	2,610	
		午後1時から午後5時まで	2,610	
		午後6時から午後10時まで	2,610	
		午前9時から午後5時まで	4,700	
		午後1時から午後10時まで	4,700	
		午前9時から午後10時まで	6,280	
清水文化センター	文化ホール	午前9時から正午まで	16,750	
		午後1時から午後5時まで	16,750	
		午後6時から午後10時まで	16,750	
		午前9時から午後5時まで	31,420	
		午後1時から午後10時まで	31,420	
		午前9時から午後10時まで	41,890	
	会議室	午前9時から正午まで	2,610	

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等			改定使用料	
		午後1時から午後5時まで	2,610	
		午後6時から午後10時まで	2,610	
		午前9時から午後5時まで	4,700	
		午後1時から午後10時まで	4,700	
		午前9時から午後10時まで	6,280	
	附帯設備	映写機	午前9時から午後10時まで	15,700
		ビデオ	午前9時から午後10時まで	3,130
清水会館	大ホール	午前9時から正午まで	12,560	
		午後1時から午後5時まで	12,560	
		午後6時から午後10時まで	12,560	
		午前9時から午後5時まで	23,040	
		午後1時から午後10時まで	23,040	
		午前9時から午後10時まで	31,420	
	青年会議室・和室・生活実習室	午前9時から正午まで	2,610	
		午後1時から午後5時まで	2,610	
		午後6時から午後10時まで	2,610	
		午前9時から午後5時まで	4,700	
		午後1時から午後10時まで	4,700	
		午前9時から午後10時まで	6,280	
	小会議室	午前9時から正午まで	1,560	
		午後1時から午後5時まで	1,560	
		午後6時から午後10時まで	1,560	
		午前9時から午後5時まで	3,130	
		午後1時から午後10時まで	3,130	
		午前9時から午後10時まで	4,180	
公民館		午前	2,200	

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等			改定使用料
金屋農村センター	多目的集会室兼体育室	午後	2,200
		夜間	2,200
		午前	11,000
		午後	11,000
	生活研修室(和室)・視聴覚室・農事研修室・農事試験室	夜間	11,000
		午前9時から正午まで	2,610
		午後1時から午後5時まで	2,610
		午後6時から午後10時まで	2,610
		午前9時から午後5時まで	4,700
		午後1時から午後10時まで	4,700
	備考 2	多目的集会室兼体育室を興行又はこれに類する催しについて使用する場合、使用者は1日につき	
午前9時から午後7時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「休日」という。))は、午前9時から午後5時まで		1時間	1,600
地域交流センター	イベントステージ(木製デッキテラス含む。)	午前9時から午後7時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「休日」という。))は、午前9時から午後5時まで	1時間
	研修室1・研修室2・研修室3	午前9時から午後7時まで(日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで)	1時間
	昇降ステージ	火曜日から日曜日まで	
	多目的スペース	午後6時から午後10時まで	
御霊地区コミュニティセンター	午前		2,200
	午後		2,200
	夜間		2,200
金屋陶芸館	昼間(午前9時から午後5時まで)	1時間あたり 730円	750
	夜間(午後5時1分から午後10時まで)	1時間あたり 731円	970
ふるさと創生館	1人当たりの入場使用料	小・中学生	110
		高校生	200
		大人	250

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等					改定使用料
花の里河川公園	駐車場				無料
	ローラースケート場				無料
	広場				無料
	キャンプ場	キャンプ場使用料	宿泊(1泊)	区画サイト	3,000
				広場(一張)	2,000
		デイキャンプ	大人	400	
			小人	200	
有田川町都市公園	行商、募金その他これらに類する行為		1平方メートル	1日につき	220
	興行		1平方メートル	1日につき	60
	競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し		1平方メートル	1日につき	10
ふれあい農園	奥地区	一区画(30m ²)月額			2,090
	長田地区	一区画(20m ²)月額			1,560
		一区画(30m ²)月額			2,090
		一区画(70m ²)月額			4,700
営農給水施設	営農給水施設	30立方メートル		3,600	
農産物加工実習販売施設(どんどん広場)	多目的室・事務室・冷蔵室・貯蔵倉庫・「木の薫る店」・研修室・ロビーの一部(年額)				953,320
	加工室【1回(1日)】				510
	加工室【1回(3日)】みそ加工の場合				2,090
老人憩いの家	有田川町老人憩いの家紅梅荘				無料
	有田川町老人憩いの家千葉荘				無料
町営住宅敷地駐車場(金屋)		1区画月額			2,000
清水木工等体験センター		基本料金			300
清水斎場使用料	火葬	死体(7歳以上)	1体	町内	30,000
				町外	60,000
		死体(6歳以下)	1体	町内	20,000
				町外	40,000

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等				改定使用料		
			胎児 1胎	町内	10,000	
			【非課税】	町外	20,000	
			生態分離肢体 1体	町内	3,000	
				町外	6,000	
	葬送車		葬送車 1回	町内外	無料	
	待合室		待合ロビー	町内外	無料	
	霊安室			霊安室 1日	町内	5,230
					町外	10,470
	葬祭場	式場	通夜から告別式	式場	町内	104,750
					町外	209,510
			告別式のみ	式場	町内	52,370
					町外	104,750
		和室	通夜から告別式	2室	町内	20,940
					町外	41,890
告別式のみ			2室	町内	10,470	
				町外	20,940	
体育施設	グラウンド	きび東グラウンド 清水若者広場 長谷川野球場 明恵の里スポーツ公園 総合グラウンド	午前	2,200		
			全日	5,500		
	ゲートボール場		中井原ゲートボール場 清水若者広場	午前	530	
				午後	530	
				全日	1,100	
	プール		長谷川プール	1人につき		530
テニスコート	金屋テニス公園(照明施設等あり)	1時間当たりの料金	一般	530		

施設使用料 (令和元年10月1日より)

施設名等					改定使用料
	多目的施設	秋葉多目的スポーツ施設		中学生以下	260
	体育館	きび体育館 金屋体育館	スポーツに使用する場合	午前8時30分から正午まで	2,200
				正午から午後5時まで	3,300
				午後5時から午後10時まで	3,300
		農村センター多目的	その他の使用の場合	午前8時30分から正午まで	11,000
				正午から午後5時まで	11,000
				午後5時から午後10時まで	11,000
○使用料の例外	スポーツ団体	1団体につき年額			8,800
学校施設	講堂	午前8時30分から正午まで		2,200	
		正午から午後5時まで		3,300	
		午後5時から午後10時まで		3,300	
	教室(1教室当たり)	昼間10時間以内		1,100	
		夜間5時間以内		1,100	
	運動場	10時間以内		2,200	
夜間照明使用の場合は1時間当たり		530			
元学校施設	講堂	午前8時30分から正午まで		2,200	
		正午から午後5時まで		3,300	
		午後5時から午後10時まで		3,300	
	教室(1教室当たり)	昼間10時間以内		1,100	
		夜間5時間以内		1,100	
	運動場	10時間以内		2,200	
夜間照明使用の場合は1時間当たり		530			
○使用料の例外	スポーツ団体	1団体につき年額			8,800